



お知らせ



就業援助の申請を受け付け

経済的理由により就学が困難な家庭に、給食費や学用品費等、学校生活に必要な費用の一部を援助します。

対象 区内在住の国公立小・中学校へ通学している児童・生徒及びその保護者で、生活保護を受けているか生活保護に準ずる程度に困窮している方

申請方法 区内の区立小・中学校へ通学している場合：各小・中学校へ 区外の国公立小・中学校へ通学

対象 中学3年生、高校3年生等のお子さんがいる一定所得以下の世帯へ、学習塾の費用等を無利子で貸し付けます。高校・大学等へ入学した場合は返済が免除されます。

学習塾等受講料貸付金 対象 中学3年生、高校3年生

貸付限度額 20万円

受取料貸付金

高校受取料

している場合：5月9日(金)までに、預金通帳(申請者名義のもの)を持参し、区役所3階学務課へ

*期間後に申請をした場合は、援助費の支給対象となる期間が短くなる場合があります

*1月2日以降に荒川区に転入した方は、25年中の収入を証明する書類(確定申告書の写し、源泉徴収票等)と一緒に提出して下さい

*所得制限があります。詳細は、お問い合わせ下さい

問合せ 学務課 ☎内線3338

学習塾費用等を貸し付け

対象 中学3年生

貸付限度額 2万7400円

大学受験料

対象 高校3年生

貸付限度額 10万5千円

申込期限 27年1月下旬まで

*貸し付けには条件があります。詳細は、お問い合わせ下さい

問合せ 荒川区社会福祉協議会 ☎(5615)3440

福祉推進課 ☎内線2616

4月から児童扶養手当額を改定

一部支給(月額) 4万1010円(9680円)
*詳細は、お問い合わせ下さい
問合せ 子育て支援課 ☎内線3816

大規模商業施設の協議結果を縦覧

三河島駅前南地区市街地再開発地域に建設中の再開発ビル(東日暮里6-1-1)に出店予定の大規模商業施設について、周辺環境への影響に関する協議結果の縦覧を行います。

縦覧期間 4月14日(月)～28日(月) 午前8時30分～午後5時15分

*土・日曜日を除く

縦覧場所・問合せ 産業振興課 荒川消防署隣セントラル荒川ビル3階 ☎内線457

26年度荒川区食品衛生監視指導計画を策定

食の安全・安心を確保するために、区が行う食品営業施設等に対する監視指導の重点項目や食品の衛生検査に関する事項等を定め

ております。

計画の全文は、区役所2階情報提供コーナー・北庁舎1階生活衛生課、荒川区ホームページ(アドレスは1面下欄参照)で閲覧出来ます。

問合せ 生活衛生課 ☎内線428

いきいきボランティアポイント制度説明会

区指定の介護保険施設等でボランティア活動を行うと、現金に交換出来るポイントが貯まる「いきいきボランティアポイント制度」の説明会です。前日までに申し込

んで下さい。

日時 4月24日(木) 午前10時～正午

会場 区役所3階304会議室

対象 区内在住の65歳以上の方

申込み・問合せ 介護保険課 ☎内線2432

国民年金保険料の学生納付特例制度

学生本人の所得が一定額以下の方は、親の収入にかかわらず、保険料の納付を猶予する特例制度があります(承認期間は、最長で申請年度の4月～翌年3月分まで)。25年度以前に在学していた方は、過年度の学生納付特例申請が出来ることがありますので、学生証(または在学証明書)・年金手帳・印鑑をお持ちの上、国民年金課でご相談下さい。

申請・問合せ 国民年金課(区役所1階) ☎内線2411

後期高齢者医療制度 保険料率の改定と軽減について

東京都後期高齢者医療広域連合議会において、26・27年度における保険料率と軽減措置が決定しました。

26年度保険料率の改正

26・27年度の保険料率(表1参照)は、医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、一定の負担をお願いせざるを得ないこととなり、保険制度の安定的な運営のため、ご理解下さいませうお願いいたします。

保険料抑制のための特別対策等

本来保険料で賄うべき4項目について、広域連合を構成している62区市町村は、26・27年度の2年間で約201億円を負担し、被保険者の方の保険料の増加を抑制しています(表4参照)

26・27年度保険料軽減措置

同一世帯の世帯主及び被保険者の方全員の所得の合計額が基準に該当する場合は、軽減が適用されます(表2参照)。

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を抑制しています

その軽減策に一部上乘せ(約34億円)して所得割額を軽減しています

26年度保険料の納付

26年度の後期高齢者医療保険料決定通知書は、7月中旬に送付します。保険料の納付方法は、原則として介護保険料と同じ年金からの引き落としです(特別徴収)。

その年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などにより個別に収めます(普通徴収)。

*新たに後期高齢者医療制度に入した方は、当分の間普通徴収となります

問合せ 制度に関すること：広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519

*IP電話、PHSの方は☎03(3222)4496へ

*土・日曜日、祝日等を除く、午前9時～午後5時

▽個別のご相談：国民年金課(区役所1階) ☎内線2391

を軽減しています(表3参照)。

*25年中の収入を申告していない方(25年中所得が無かった方を含む)は、軽減が適用されませんので、申告して下さい

*既に所得税、住民税の申告をしている方や公的年金を受給している方(遺族年金または障害年金のみを受給している方を除く)は申告の必要はありません

被扶養者だった方の保険料 後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割額が無料、均等割額が9割軽減されます

ご家族を扶養している方は 会社の健康保険(国民健康保険を除く)などから後期高齢者医療制度へ移行する方に扶養されている74歳以下の方は、国民健康保険などへの加入手続きが必要です

表1 保険料(年額)の決め方

表2 均等割額の軽減

表3 所得割額の軽減

表4 保険料抑制のための特別対策

保険料 (限度額57万円)	=	均等割額 被保険者 1人当たり 4万2200円	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額 × 所得割率 8.98%
------------------	---	----------------------------------	---	---

*賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得及び山林所得金額と株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得が無い)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(24万5000円×被保険者の人数)以下	5割
33万円+(45万円×被保険者の人数)以下	2割

*65歳以上(1月1日現在)の方の公的年金所得は、その所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
① 15万円以下	10割
② 20万円以下	7.5割
③ 58万円以下	5割

*①・②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です

4項目の特別対策	軽減額(2年間)
① 葬祭費分の負担	74億円
② 審査支払手数料分の負担	64億円
③ 保険料未収金補填分の負担	63億円
④ 財政安定化基金拠出金分の負担	0円

日本脳炎の予防接種



日本脳炎の予防接種は、17~21年度の間は積極的な勧奨を差し控えていましたが、新たなワクチンが承認され、現在は通常どおり接種出来るようになっています。

特例対象者について 平成7年4月2日~19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として接種出来ます

標準的な接種スケジュール

▷第1期接種(3回)・・・3歳の時に6~28日の間隔において2回接種後、おおむね1年の間隔において1回接種

▷第2期接種(1回)・・・9歳で1回接種

特例対象者の接種スケジュール

▷第1期接種(3回)・・・6日以上の間隔において3回接種

▷第2期接種(1回)・・・9歳以上で第1期接種終了後、6日以上の間隔において接種(第1期接種後、5年程度の間隔において接種することが望ましい)

接種予診票

▷第1期・・・以前に交付していたものをそのまま使用出来ます

▷第2期・・・健康推進課で交付、または郵送します

*接種予診票をお持ちでない方は、母子健康手帳を持参の上、健康推進課で申請して下さい

申請・問合せ 健康推進課(がん予防・健康づくりセンター2階) ☎内線433